



---

# IAF MD2:2017について

**2018年1月22日**

公益財団法人 日本適合性認定協会

認定センター

---

# IAF MD2:2017について

---

- 改訂日:2017年6月15日
- 適用日:2018年6月15日(発行から1年後)
- 主な改訂内容:
  - 移転対象
  - 認証業務を中止した、又は認定が失効、一時停止若しくは取り消されたCBによって授与された認証の扱い
  - 移転前の顧客への訪問
  - 移転前のレビューに従事する要員の力量
  - 移転の決定
  - 発行元認証機関と受け入れ側認証機関との協力

# 主な改訂事項

---

## □ 移転対象

- MLAのレベル3及び適用される場合 (where applicable) には、レベル4・レベル5におけるIAF又は地域のMLA加盟メンバーの認定によってカバーされている認証のみ
- そのような認定によってカバーされていない認証を保有する組織は、新たな顧客として扱うこと

(旧MD2:IAF MLA加盟メンバーによってカバーされている認証のみ)



# IAF MLA(相互承認Multilateral Recognition Arrangement) ~5層の区分

レベル1	認定機関に対する要件: ISO/IEC 17011及びIAF指針	認定業務が、互いに 同等
レベル2	認定活動の種類: 認証機関(MS、製品、要員、GHG 妥当性確認/検証)、検査機関など	Peer Evaluationで 評価
レベル3 メインスコープ	適合性評価機関に対する要件: ISO/IEC 17021- 1(MS)、ISO/IEC 17065(製品)、ISO/IEC 17020(検査)、ISO/IEC 17021(MS)、ISO/IEC 17024(要員)など	認証機関としての能 力が同等に信頼でき る (Equally Reliable)
レベル4 サブスコープ	分野特有の規格: ISO/IEC 17021-2(EMS)、 ISO/IEC 27006(ISMS), ISO/TS 22003(FSMS)など	
レベル5 サブスコープ	適合性審査に用いられる規格: ISO9001, ISO14001, ISO13485, ISO 22000, ISO/IEC27001, 製品規格(Global Gap等)など	認証が同等である (Equivalent)

# 主な改訂事項

---

- 認証業務を中止した、又は認定が失効、一時停止若しくは取り消されたCBによって授与された認証の場合
  - その認証の移転は、6か月以内又は認証が失効する日のいずれか早い日までに完了すること
  - 受け入れ側CBは、認証を移転する前に、そのABによる認定の下で認証を発行しようとしているABに通知すること

(旧MD2: 移転を進める前に、受け入れ側CBは、そのマークを登録証に使用しようとしているABから同意を受けなければならない)

# 主な改訂事項

---

## □ 移転前の顧客への訪問

- 受け入れ側CBは、移転する顧客についてその認証のレビューを実施すること
- このレビューは、文書レビューによって実施すること
- 例えば、未完結の重大なNCがある場合など、レビューによって必要に応じて特定された場合には、認証の有効性を確認するために、移転前に移転する顧客への訪問を行うこと（この訪問≠審査）

## □ 移転前のレビューに従事する要員の力量

- 受け入れ側CBは、移転前のレビューに従事する要員の力量の基準を定めること
- このレビューは、一人以上で行うことが可能
- 移転前の訪問を行う個人又はグループは、レビューされる認証範囲に適した審査チームに要求される力量と同じ力量をもつこと

# 主な改訂事項

---

- 移転の決定
  - JIS Q 17021-1 9.5項「認証の決定」に基づく通常の認証の決定プロセスに従うこと
    - これには、移転前レビューを行う要員とは別の要員が認証の決定を行うこと含む
  - JIS Q 17021-1 9.5.2項「決定を行う前の処置」に従って、受け入れ側CBは、次を行うまでは、移転する顧客に認証を発行しないこと
    - すべての未完了の重大なNCIに対する修正及び是正処置の実施を検証する
    - すべての未完了の軽微なNCIに対する、移転する顧客による修正及び是正処置計画の受理
  - 受け入れ側CBは、サーベイランス又は再認証審査が開始されるまでに認証の決定を行うこと

# 主な改訂事項

---

- 発行元CBと受け入れ側CBとの協力
  - 発行元CBと受け入れ側CBとの協力は、効果的な移転プロセス及び認証の完全性に不可欠
  - 要請があった場合、発行元CBは、この基準文書によって要求されているすべての文書及び情報を、受け入れ側CBに提供すること
  - 発行元CBと連絡をとることができない場合、受け入れ側CBはその理由を記録し、他の情報源から必要な情報を取得するため最大限の努力をすること
  - 移転する顧客は、受け入れ側CBが求めている情報を発行元CBが提供することを承認すること
  - 当該顧客が認証要求事項を引き続きして満たしている場合、発行元CBは、当該顧客が受け入れ側CBに移転するという通知の後に、当該組織の認証の一時停止又は取消しをしてはならない

# 主な改訂事項

---

- 発行元CBと受け入れ側CBとの協力
  - 発行元CBが次に該当する場合、受け入れ側CB及び／又は移転する顧客は、発行元CBを認定するABに連絡を取らなければならない。
    - 要求された情報を受け入れ側CBに提供していない、又は
    - 移転する顧客の認証を理由なく一時停止する、又は取消す

# 主な改訂事項

---

- 発行元CBと受け入れ側CBとの協力
  - 発行元CBが、受け入れ側CBと協力しない場合、又は、移転する顧客の認証を理由なく一時停止する又は取消す場合、ABは、認定の一時停止又は取り消しを含む、この状況に対応するためのプロセスをもつこと
  - 受け入れ側CBは、認証を発行した後直ちに、発行元CBに通知すること